

# 令和3年 鱒ヶ沢町農業委員会 第10回定例総会会議録

令和3年10月11日（月）午前10時00分開議  
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	10番	兼平 昭光
2番	神 文人	11番	對馬 孝
3番	三上 三樹	12番	木村 重美
4番	佐藤 松子	13番	工藤 清
5番	木村 暢子		
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		
9番	井上 豊久		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和3年第10回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯨ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	「異議なし」という声あり

議長	異議なしということですので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の神文人委員、6番の木村賢一委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。
議長	4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。
事務局	報告第1号 令和3年9月9日、13日、15日 鱒ヶ沢町議会第3回定例会 場 所：鱒ヶ沢町議場 出席者：工藤清会長、事務局（田村）  報告第2号 令和3年9月27日 耕作放棄地の非農地認定に係る調査会 場 所：舞戸町字東禿地内 外4件 出席者：佐藤松子委員、兼平昭光委員、佐藤正由推進委員、事務局（齊藤（正） 齋藤（和）） ・報告第2号の非農地認定については、農地法の運用が変わり、議会の議決の必要がなくなったことから、報告事項とする。  報告第3号 令和3年9月28日 農地法第3条許可申請に係る事前調査会 場 所：北浮田町字外馬屋地内 外 出席者：木村暢子委員、寺沢里志推進委員、一戸悦雄推進委員、事務局（齊藤（正）、齋藤（和））  報告第4号 令和3年9月30日 青森県農業会議第66回常設審議委員会 場 所：アップルパレス青森 出席者：事務局（齊藤（正））  ・報告第2号の詳細についてご説明申し上げます。 これまで農地、非農地の判断については、町長から荒廃農地調査を農林課が調査をし、その結果を基に農業委員会が依頼を受けて農業委員が調査をして議決をしていた。 法改正や運用が変わりまして、農林課が調査をしていた荒廃農地調査がなくなり、非農地の認定につきましては農業委員、推進委員のうち3名以上が現地調査をして判断すれがよいと言うことで、今年度から報告事項とさせていただきます。

事務局

今回の非農地にさせて頂いたリストを2頁の方に一覧表を載せております。  
3頁の現地写真を基に説明させていただきます。  
1番から4番までございますけども、いずれの場所も9月27日に現地調査を  
しております。  
調査委員につきましては、佐藤松子委員、兼平昭光委員、佐藤正由推進委員の  
3名の方に判断して頂いております。  
それでは、1番から順番に説明いたします。

番号1

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下山ノ井80番地1

面積 103㎡

台帳地目、所有者は記載のとおりです。

写真のとおり、森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから非農地  
として判断しております。

番号2

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字兼草78番地5 外1筆

面積 128㎡

台帳地目、所有者は記載のとおりです。

写真のとおり、森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから非農地  
として判断しております。

番号3

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字太平61番地 外1筆

面積 4,469㎡

台帳地目、所有者は記載のとおりです。

写真のとおり、森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから非農地  
として判断しております。

番号4

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿10番地15 外2筆

面積 2,526㎡

台帳地目、所有者は記載のとおりです。

写真のとおり、森林化しており、農地への復元が困難と認めたことから非農地  
として判断しております。

これらの農地につきましては、従来通り非農地通知書が交付されます。  
法務局、県、町の農林部局にも通知されます。  
また、農業委員会の台帳から非農地ということで当該面積が除外されます。  
土地の所有者につきましては、非農地通知が届きましたら法務局に行って地目  
の変更が可能となります。

以上、諸般の報告を終わります。

議長

5. 議案の上程

議案の上程を致します。

議案第32号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可につ  
いて

議長

議案第33号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について

以上2議案を上程致します。

6. 議案の審議

議案の審議に入ります。議案第32号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、議案第32号番号29番から番号31番について説明致します。

番号29

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷22番地3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,328㎡

外 田1筆 合計2筆

合計面積 2,041㎡

3条有償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

番号30

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字間木川原24番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,195㎡

外 3筆 合計4筆

合計面積 7,509㎡

3条無償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

贈与による所有権移転です。

番号31

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字成沢185番地3

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 6,178㎡

3条有償移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

売買による所有権移転です。

以上3件を申し上げましたが、資料7頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号29番は、保全管理をしているが所有権移転後は野菜等の栽培を行う計画

事務局

とのことです。

番号30番は、遊休農地A分類であるが、所有権移転後は水稻の栽培を行う計画とのことです。

番号31番は、遊休農地A分類であるが、所有権移転後は野菜の栽培を行う計画とのことです。

番号29番から番号31番の所有権移転につきましては6月25日、農業委員の木村暢子委員、寺沢里志推進委員、一戸悦雄推進委員と事務局が現地を確認しまして、周辺の農地の利用状況を確認しております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

それでは議案32号について早速審議に入ります。

議案32号につきましてご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

「異議なし」という声あり

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案32号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第32号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定致します。

議長

続きまして議案第33号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画について事務局に説明を求めます。

議案第33号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。8頁をご覧ください。

事務局

#### 1. 所有権移転

件数	0件
----	----

地目別面積		
田		0 m <sup>2</sup>
畑		0 m <sup>2</sup>
樹園地		0 m <sup>2</sup>
計		0 m <sup>2</sup>

#### 2. 利用権設定

再設定	0件		0 m <sup>2</sup>
新規	1件	1,	170 m <sup>2</sup>
計	1件	1,	170 m <sup>2</sup>

#### 契約内訳

3年未満の契約	0筆		0 m <sup>2</sup>
3年から5年契約	1筆	1,	170 m <sup>2</sup>
6年から9年契約	0筆		0 m <sup>2</sup>

10年以上の契約	0筆	0㎡
計	1筆	1,170㎡

## 貸手・借手内訳

貸手農家	1名
借手農家	1名

## 地目別面積

田	0㎡
畑	1,170㎡
樹園地	0㎡
計	1,170㎡

## 3. 総地目別面積

田	0㎡
畑	1,170㎡
樹園地	0㎡
計	1,170㎡

## 4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

## 地目別面積

田	0㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	0㎡

続きまして9頁をお開き下さい。  
利用権設定の詳細について説明いたします。

番号148

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字上ノ山30番地2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 1,170㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです

利用目的 畑(アスパラガス)

期間 5年

賃貸料 全部で5,000円の契約をしております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

それでは議案第33号について審議に入ります。

議案第33号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するよう

議長	お願いします。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第33号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第33号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定致しました。
議長	<p>7. 閉会</p> <p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。(午前10時34分)</p> <p>これもちまして、令和3年第10回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p>8. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案事項について、何かあれば今月中にお願いします。</li> <li>・ 次回の総会は11月10日(水)午前10時に開催予定。</li> </ul> <p>その他、特になければ、これで全日程を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 神 文 人</p> <p style="text-align: right;">〃 木 村 賢 一</p>